

「土曜ステップアップ講座」を教員免許状更新講習の代替として受講される方へ (注意事項)

教員免許状更新講習として教育委員会主催の講習を受講される方は、原則として「教育課程講習」を受講してください。「土曜ステップアップ講座」は、教育課程講習を都合により出席できなかった方や、養護教諭や栄養教諭など、教育課程講習そのものを受講できない方を対象にした、セーフティーネット的な講習です。受講を希望される方は、以下の点について留意願います。

●受講対象者について

岐阜県内の学校（保育所・認定こども園を含む）に現在勤務されている方は受講できます。教諭（常勤講師・非常勤講師を含む）のほか、養護教諭、栄養教諭、実習助手、ラーニングサポーターや相談員などの受講も可能です。

●受講回数について

岐阜県教育委員会や岐阜市教育委員会が開設している講習（「教育課程講習」および「土曜ステップアップ講座」：料金が1,800円の講習）を教員免許状更新講習として受講できるのは、2年間で1回1講習のみ利用できます。

よって、過去に教育課程講習または土曜ステップアップ講座を教員免許状更新講習として受講された方は、履修認定できません。（講座を受講することはできます。）

●受講手続きについて

教員免許状更新講習のWebページ（KMK-Gifuのホームページ）での個人予約だけでなく、学校を通して総合教育センターへの申込みが必要です。（2重申込みが必要です。）

①Web ページ（KMK-Gifuのホームページ）：【お知らせ】で最新情報を確認してください。

②総合教育センター：4月初旬～講座実施期日の2週間前までですが、

KMK-Gifuの申込と同時に、学校の担当者から申し込んでください。